

規 則

埼玉県教育委員会会議規則及び埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第五号

埼玉県教育委員会会議規則及び埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県教育委員会会議規則の一部改正)

第一条 埼玉県教育委員会会議規則(昭和三十一年埼玉県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する

第八条第一項第二号中「、異議申立て」を削る。

(埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第九号)を次のように改正する。

様式第十四号から様式第十九号までの規定中「60日」を「3か月」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。